

## 資料6

### 諮問事項

福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の  
変更について

29畜第 号  
平成30年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事  
(農林水産部畜産課)

福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の変更について(諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)(以下「法」という。)第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、下記のことについて諮問します。

#### 記

##### 1 諮問事項

福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の変更について

##### 2 諮問理由

法施行規則第10条第2項が改正され、ニホンジカの1日当たりの捕獲頭数の制限が解除されたことに伴い、福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画における制限緩和措置が事実上無効となったため、内容の変更を行う。

そこで、貴審議会の意見を求めるものである。

## 福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更について

### 1 第二種特定鳥獣管理計画について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定に基づき、当該鳥獣の管理を図るため都道府県知事が定める計画。

### 2 変更の理由

法施行規則第10条第2項が改正され、対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限見直しがあったことに伴い、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）に定める捕獲制限の緩和措置について変更を行うもの。

### 3 法施行規則改正の内容

<対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）>

1日当たりの捕獲数の上限が1頭とされていたニホンジカについて、捕獲数の制限を解除したため、法第14条第3項の規定に基づき福岡県が行っていた捕獲数の制限緩和は無効となった。

### 4 福岡県第二種特定（シカ）管理計画（第5期）の変更点

無効となったニホンジカの捕獲数の制限緩和（1人1日当たり捕獲数：銃猟はオス2頭以内・メス制限なし、網・わな猟は制限なし）に関する記載を削除する。

福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）一部改正新旧対照表

新

旧

1～5 【略】

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲による個体数調整

管理目標を達成するために、県内全域において、次の施策を実施する。

ア 狩猟における緩和措置について

(ア) 狩猟期間の延長

シカの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。

なお、10月15日から10月31日及び3月16日から4月15日の間においては、イ

ノシシの管理計画6(1)(ア)の但し書きに規定するとおりとする。

(削除)

(イ) 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(ウ) シカについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めるととする。

イ～カ 【略】

(2)～(3) 【略】

7～9 【略】

1～5 【略】

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲による個体数調整

管理目標を達成するために、県内全域において、次の施策を実施する。

ア 狩猟における緩和措置について

(ア) 狩猟期間の延長

シカの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。

なお、10月15日から10月31日及び3月16日から4月15日の間においては、イ

ノシシの管理計画6(1)(ア)の但し書きに規定するとおりとする。

(イ) 捕獲数の制限の緩和

1人1日当たり捕獲数については、銃猟にあってはオス2頭以内・メス制限なし、網・わな猟にあっては制限なしとする。

(ウ) 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(エ) シカについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めるととする。

イ～カ 【略】

(2)～(3) 【略】

7～9 【略】

# 福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の概要

\* 変更内容：取り消し線部を削除する

## 1 計画策定の目的及び背景

本県では、平成13年3月に第1期管理計画を策定し、計画的な捕獲による個体数管理や被害防除対策等を実施してきたところであるが、平成26年度にシカ生息数調査を行った結果、生息数が依然として多いことが明らかになったことから、平成28年3月に第4期変更計画を策定し、捕獲を強化している。

このたび、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）を策定する。

## 2 計画項目

(1) 計画の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

(2) 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域

(3) 管理の目標

ア 犬鳴・英彦山地域

個体数管理の最終目標生息数を3,000頭水準とする。この目標については、年間9,000頭の捕獲を継続し、個体数が減少した段階で捕獲率50%を維持することで、平成33年度（第5期計画の最終年）の達成を目指す。

イ その他の地域

積極的な捕獲を推進することとし、年間の捕獲数に制限を設けない。

(4) 捕獲による個体数調整

ア 狩猟等について

(ア) 狩猟期間の延長

シカの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。

~~(イ) 1人1日当たり捕獲数の制限を緩和する。~~

~~(銃猟にあつてはオス2頭以内・メス制限なし、網・わな猟にあつては制限なし。)~~

(ウ) 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(エ) シカについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。

(オ) 管理捕獲を継続して実施する。

(カ) わなによる捕獲を促進する。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

シカの生息状況、被害発生状況等を踏まえ、捕獲を特に強化する必要がある地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。